

## ＜保管金の電子納付＞

裁判所の事件に関しては、民事訴訟事件における裁判関係書類の送達費用や官報公告料等の訴訟手続費用（民事予納金）、民事執行事件における執行費用（民事執行予納金）等について、保管金として納付いただいております。

保管金については、従前のように各裁判所の会計担当部署にある保管金窓口で現金を納付する方法や、裁判所の当座預金口座に振り込んで納付する方法に加えて、平成17年からは、インターネットバンキングや銀行のATM等を利用して、裁判所の保管金を管理する日銀口座に振り込んで納付する方法（電子納付）ができるようになりました。

電子納付は、利用開始当初に利用者登録をすれば、全国の裁判所でくり返し利用できること、インターネットバンキングやPay-easy（ペイジー）対応の銀行ATM等によりいつでも納付できること、振込手数料が掛からないこと、現金を持参するリスクを回避できることなど、利用者にとって多くのメリットがある納付方法です。

また、郵便切手により予納している民事訴訟事件における送達費用等についても、電子納付等により保管金として予納した場合には、残額の還付をあらかじめ指定した予納者名義の口座への振込により受けることができます。

弁護士の皆さまにおかれましては、このような電子納付の大きなメリットをご理解いただき、従前にも増して、保管金の予納にあたっては、電子納付による方法を積極的にご利用いただくようお願いします。

（東京地方裁判所事務局出納第二課）